本号で公布された法令のあらまし

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第三号）（厚生労働省）

1　定期の予防接種を行うA類疾病としてロタウイルス感染症を定めるとともに、その対象者を生後六週に至った日の翌日から生後三二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者とすることとした。（本則関係）

2　ロタウイルス感染症の定期の予防接種の対象者は、令和二年八月一日以後に生まれた者とすることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

◇介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第四号）（厚生労働省）

一　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1　平成三〇年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例に係る確定負担調整基準額を四万一二九円とすることとした。（附則第一〇条関係）

2　改元に伴う必要な改正を行うこととした。（第五条及び附則第一三条関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1　平成三〇年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例に係る確定負担調整基準額を四万一二九円とすることとした。（附則第八条関係）

2　改元に伴う必要な改正を行うこととした。（附則第一一条関係）

三　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇ハンセン病元患者家族補償金認定審査会令（政令第五号）（厚生労働省）

1　ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の人数の上限は、二〇人とすることとした。（第一条関係）

2　審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができること等とした。（第二条関係）

3　審査会の議事は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこと等とした。（第三条関係）

4　審査会の庶務は、厚生労働省健康局難病対策課において処理することとした。（第四条関係）

5　この政令で定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第五条関係）

6　この政令は、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。

政　令

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項第十二号及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四　ロタウイルス感染症

第一条の三第一項の表B型肝炎の項の次に次のように加える。

ロタウイルス感染症	生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者

第一条の三第二項中「疾病（」の下に「ロタウイルス感染症及び」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第一条の三第一項の規定（同項の表ロタウイルス感染症の項に係る部分に限る。）は、令和二年八月一日以後に生まれた者について適用する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）附則第十二条第三項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。